

別 表

清水町歳末たすけあい見舞金贈呈基準表

区 分	贈 呈 基 準
低所得者世帯	<p>生計中心者およびそれに準ずる者が、様々な事情によりその所得が低く、生計維持に支障をきたしている世帯に対し贈呈する。</p> <p>(生活保護受給世帯を除く)</p> <p>(1) 世帯収入が概ね80万円に、世帯員1名につき40万円を加算した額を下回る世帯</p> <p>(2) 前項に該当する世帯で、高齢者世帯においては、扶養義務者がいない場合、もしくは扶養義務者の扶助能力が著しく低い世帯。また80歳以上の独居高齢者世帯においては、扶養義務者が町内にいない世帯。</p>
母子父子世帯 (祖父母も含む)	<p>18歳以下の被扶養児童に対し贈呈する。</p> <p>ただし、対象は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある就学、未就学、未就労の児童とし、就労者は除く</p>
介護見舞金	<p>次のいずれかに該当する18歳以上の家族を、6ヶ月以上在宅で介護をしている世帯の介護者に対し贈呈する。</p> <p>(1) 介護保険の要介護3以上に該当する者</p> <p>(2) 障害福祉サービス受給者証の障害支援区分4以上の者</p> <p>(3) 身体障害者手帳の2級以上で、家族等の援助や介護を受けなければ日常生活を営むことが出来ない者</p> <p>(4) 療育手帳の区分A以上または精神障害者保健福祉手帳1級以上で、家族等の援助や介護を受けなければ日常生活を営むことが出来ない者</p>
施設見舞金	<p>清水旭山学園地域生活支援センター・清水町ともに共同作業所に見舞金を贈呈する。</p>